

講座・イベントの ごあんない

イベント

日時

- | | |
|--|-----------------------|
| ■ワカモノとつくるまち 企業・NPO・大学パートナーシップミーティング in 藤沢 | 11月28日(金) 17:30～20:30 |
| ■マネジメント講座「AI で議事録もスムーズに！ NPO のための AI 活用講座」 | 11月29日(土) 13:30～15:30 |
| ■プラザ de カフェ ～身近な SDGs～ ハーブを楽しむ | 12月2日(火) 10:00～11:30 |
| ■市民活動推進センター 年末年始の休館について | 2025年12月29日～2026年1月3日 |
| ■市民活動プラザむつあい 年末年始の休館について | 2025年12月28日～2026年1月5日 |

NEW!

支援施設からのお知らせ

■ワカモノとつくるまち

企業・NPO・大学パートナーシップミーティング in 藤沢

ワカモノと一緒に世代を超えたまちづくりを考えてみませんか。
地域や社会の課題解決に向けて、企業・NPO・学校等の多様な主体が、
それぞれ強みを活かして連携し、相互に協力しあえるマッチングの機会を
提供します。

日時：2025 年 11 月 28 日（金）17:30～20:30

会場：湘南台市民センター 地下1階 ホール

料金：無料

定員：50 名（先着順・要申込）

対象：市民活動団体の方、企業、学校関係者、その他市民

主催：神奈川県、市民活動プラザむつあい



■マネジメント講座「AI で議事録もスムーズに！ NPO のための AI 活用講座」

打ち合わせや会議の議事録作成をテーマに、AI を使った効率的な
記録方法を学べます。

日時：2025 年 11 月 29 日（土）13:30～15:30

会場：市民活動推進センター会議室 A

料金：1,000 円 ※学生・18 歳未満は無料

定員：20 名

対象：NPO や市民活動・地域活動に興味のある方

講師：宮田 和樹 氏（青山学院大学 青学つくまなラボ コラボレーター）

主催：市民活動推進センター



■プラザ de カフェ ～身近な SDGs～ ハーブを楽しむ

気軽にハーブを生活に取り込む知恵を学び、癒しの時間作りをしませんか？

日時：2025 年 12 月 2 日（火）10:00～11:30

会場：六会市民センター 第1談話室

料金：500 円 定員：20 名（先着順）

主催：市民活動プラザむつあい



■市民活動パネル展示

市民活動団体の活動を広く一般市民の皆さまに知っていただきたく、
市役所 1 階ラウンジにてパネル展示を行います。

お近くにお立ち寄りの際はぜひご覧ください。

展示期間：2025 年 12 月 18 日（木）～12 月 26 日（金）

会場：藤沢市役所 1 階ラウンジ



■藤沢市市民活動支援施設 年末年始の休館について

支援施設の年末年始の休館は下記の通りです。施設ごとに異なりますの
でご注意ください。

＜市民活動推進センター＞

年末年始の休館：2025 年 12 月 29 日（月）～2026 年 1 月 3 日（土）

※なお、2026 年 2 月 28 日（土）～3 月 2 日（月）の会議室等予約は、
2025 年 12 月 28 日（日）より受付いたします。

＜市民活動プラザむつあい＞

年末年始の休館：2025 年 12 月 28 日（日）～2026 年 1 月 5 日（月）

発行：藤沢市市民活動支援施設

本館：市民活動推進センター

開館時間 9:00～22:00 火曜休館

※日・祝は9:00～20:00

〒251-0052

神奈川県藤沢市藤沢 1031 アーバンセンター藤沢 2F

TEL: 0466-54-4510 FAX: 0466-54-4516

Eメール: f-npoc@shonanfujisawa.com

編集：認定 NPO 法人 藤沢市市民活動推進機構（藤沢市市民活動支援施設 指定管理団体）

※この情報誌は、サポートクラブのメンバーのご協力により、皆さまのお手元に届いております♪
サポーターも随時募集中です！



分館：市民活動プラザむつあい

開館時間 9:00～17:00 月曜休館

〒252-0813

神奈川県藤沢市亀井野 4-8-1 六会市民センター 2 階

TEL&FAX: 0466-81-0222

Eメール: f-npoplaza@shonanfujisawa.com



変化や挑戦を「楽しむ」心意気



2025 年 9 月 27 日（土）藤沢市民まつり遠藤・御所見エリア
にて「NPO 見本市 in 秋葉台」を開催しました。その会場である
秋葉台公園の一角で、湘南大道芸の皆さんによるジャグリング
体験会が実施されました。普段とは違う初めての挑戦になった
その体験会と団体の活動について、担当の関口さんにお話を
うかがいました。

「湘南大道芸」は、毎月第 2 土曜日の午後 2 時から、JR 辻堂
駅北口徒歩 5 分の神台公園でそれぞれ練習したいジャグリング
道具を持ち寄り、練習会を開催している市民サークルです。
公園で練習をしていると、その様子をみていた子ども達や親御
さんから「それやってみたい」と言われることも多いため、

貸し出し用のジャグリング道具もたくさん準備し、練習会と同
時に『無料ジャグリング体験会』を開催しています。

会員が親切に優しくジャグリングを教えますので、きっと楽
しめるかと思います。子ども達がやってみたくて始めたジャグ
リングですが、お父さんお母さんが夢中になることも珍しくな
いです。こうしたジャグリング体験会を通じて、団体の会員同
士高め合う場をつくりつつ、大道芸をやる方、興味を持つ方を
増やしたいと考えています。

今回 1 つ目の挑戦として、藤沢市が実施するミライカナエル
活動サポート事業のスタート支援コースにエントリーをして、
採択されたことです。

（次ページに続く）



変化や挑戦を「楽しむ」心意気



団体として次のステップに進むために、私たちが取り組む「ジャグリング体験会」を拡充する事業で臨みます。(2026年3月まで)

次の挑戦として、普段無料で行っている体験会を有料化するという試みをしました。この試みは、審査の時に「団体活動を継続させるために、無料で行っていることを有料化すること」についてアドバイスがあり、また団体の中でも様々な意見がありました。「一つの資金調達の方法として必要なのではないか」「無料でやっていたものを有料にするとお客さんが離れていくのではないかな」など。これまで有料化の話がまったくなかったわけではなく、いざ「有料化する」という具体的な動きになったことで、この件に団体として向き合うきっかけになりました。

団体の活動については、市民活動プラザむつあいさんに何度も通い、この件を含めて相談していく中で「NPO 見本市 in 秋葉台」をご紹介いただきました。このイベントの出店で有料の体験会を実施することを決め、そのための準備に取り組みました。有料化することで行ったこととしては、参加者とそうでない人と見分けがつくようにリストバンドを用意しました。また、受付をした時間帯がわかるように色を分けて、ずっと同じ人がいる状態を避けるようにしました。

普段の体験会と比べて、参加者の道具の扱い方が良かったことで、会員が参加者に丁寧に教えるようになったことで体験会としての質があがったように感じました。また、団体では初めて、体験会にかかる経費をまとめました。体験会の収入で、自己負担だった交通費と経費を精算することも出来ました。

有料化をすることで、クオリティの高い体験を参加者の方に提供することができ、また、体験会を実施するのにかかる経費の全体像を知ることができたことは、今後活動を継続していく上でも良い成果を得ることができたと感じています。ジャグリング体験会は今後も引き続き実施します。興味のある方はぜひお越しください。

ミライカナエル活動サポート事業の審査でのアドバイスや団体内での意見を踏まえ、そこから目を背けずに向きあい、試行錯誤したことで生まれた体験会は、プラザとしてご相談に乗りつつ団体にとって大きな挑戦になると感じていました。そうした状況をまずは自分たちから「楽しみ」「前向き」に取り組まれる様子は、観ている方々を笑顔にする大道芸に通じるものを感じ、今回の取材でぜひ皆さんにお伝えしたいなと感じた部分です。

(取材と記事作成：市民活動プラザむつあい)



取材時の様子

団体紹介

湘南大道芸

【設立】 2023年3月

【広報担当】 関口 進一

【URL】

<https://www.instagram.com/shonan.daidoge>



大道芸に関する活動を行うことにより、大道芸の普及啓発をするとともに、子どもたちの笑顔あふれるまちづくりに寄与することを目的に活動しています。

毎月第2土曜日の午後2時から、JR辻堂駅北口徒歩5分の神台公園で定期的に無料ジャグリング体験会を実施しています。参加者は親子連れが多いですが、どなたでも大歓迎です。

貸し出し用のジャグリング道具を増やしてお待ちしています。



困ったときこそ相談を—支援施設の相談事業を活用しよう—

NPO TIPS

市民活動やNPOの現場では、日々の活動の中で「ちょっと困ったな」という瞬間がたくさんあります。

イベントの参加者が集まらない、助成金の申請書の書き方がわからない、SNSやAIの活用の仕方がわからない…。そんな時、「誰かに相談できたら」と思うことはありませんか？

藤沢市市民活動支援施設は、そうした団体の皆さんの“伴走者”として、活動を支える施設です。

活動分野や経験に関わらず、初歩的なご相談から専門的な内容まで、幅広く対応しています。

「こんなことを聞いていいのかな？」という素朴な悩みも、まずはお気軽にお話しください。

【一緒に考える“相談の場”として】

相談を受ける際、私たちは「答えを出すこと」よりも「一緒に整理すること」を大切にしています。

活動を続ける中でのモヤモヤを言葉にしていくうちに、次に進むヒントが見つかることも多いものです。

「助成金の申請に挑戦したい」「新しいメンバーを増やしたい」「広報を見直したい」など、目的が少しずつ明確になっていく過程と一緒に歩んでいくこともできます。

また、団体運営の基礎や会計、規約づくりなどのご相談も多く寄せられています。活動を止めず、安心して続けるための仕組みづくりを共に考えます。

【専門家とつながる「アドバイザー相談」】

もう少し踏み込んだ専門的な課題に対しては、税理士・社会保険労務士・行政書士などの専門家による「アドバイザー相談」をご利用いただけます。

会計処理や人事労務、法人運営など、専門知識が必要なテーマでも、安心して相談できる体制を整えています。

「専門家に直接聞ける場所がある」とい

う安心感が、団体の次の一歩を支える力になるはずです。

【相談することも、立派な“活動の一歩”】

支援施設では、個別相談のほかにも、チラシ掲示やホームページでの情報発信支援、会議室の利用、講座や交流会の開催など、さまざまなサポートを行っています。

同じように地域で活動する仲間と出会い、学び合うきっかけにもなります。「困った」と感じた時こそ、活動を見直すチャンスです。

誰かに話すことで整理できたり、新しい視点が見えたりすることもあります。

市民活動推進センター・市民活動プラザむつあいには、あなたの活動をそっと後押しする“もうひとつの仲間”として、いつでもお待ちしております。(さ)

NPO 法が切り開いた新たな公共のかたち —市民の力で生まれた法律—



1998年に制定された「特定非営利活動促進法(NPO法)」は、市民が社会のために活動することを支えるためにつくられた法律です。この法律の大きな特徴は、政府や官庁ではなく、超党派の国会議員たちによって提案・成立した「議員立法」であるという点です。日本では行政主導で法律が作られることが多い中で、NPO法は市民の声を受けとめ、議員が主体的に動いたという意味で、市民社会の成熟を象徴する出来事となりました。

1990年代の日本では、バブル崩壊による経済不況や高齢化、環境問題など、行政や企業だけでは解決しきれない課題が増えていました。そんな中、1995年の阪神・淡路大震災では130万人を超えるボランティアが被災地で活動し、市民の力が大きく注目されました。しかし当時、ボランティア団体には法人格がなく、銀行口座を開いたり契約を結んだりすることが難しいという課題がありました。市民が安心して社会活動を続けられる仕組みが必要だという声が高まったのです。

ところが、政府は市民主体の団体に法人格を与えることに慎重で、法案提出には至りませんでした。そこで立ち上がったのが、超党派の国会議員たちです。彼らは市民団体や研究者の意見を

丁寧に聞き、「行政に頼らない市民社会の基盤をつくる」という共通の目的のもと、政治的な立場を超えて協力し、議員立法という形で法案をまとめ上げました。

NPO法には、市民の立場に寄り添った工夫がいくつも盛り込まれています。たとえば、法人格の取得を「許可制」ではなく「認証制」としたことで、市民が比較的簡単にNPO法人を設立できるようになりました。また、超党派による立案だったため、特定の政権や官庁の影響を受けにくく、中立的な制度として設計されています。そして何より、現場の声を反映しながら政策が形づくられたことは、民主主義の新しいかたちを示しました。

NPO法が議員立法として生まれた意義は、単に制度を整えただけでなく、政治そのもののあり方を変えたことにあります。市民の意見を政策に直接反映し、政党の枠を超えて協力し合う姿勢は、行政主導から市民主導へ向けた、新たな公共を体現したものだといえるでしょう。NPO法は日本の民主主義の成熟を示す象徴的な法律であり、制定から約30年を迎える今、その成果とこれからの課題を見つめ直す時期に来ています。(て)

